

# 鳥取縣公報

## 條例

### ◇鳥取縣條例第五十二号

地方自治法第九十六條第二項の規定により議会の議決すべき事件を指定する條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

議会の議決すべき事件を指定する條例

地方自治法第九十六條第二項の規定により次の事項を議決すべき事件として指定する。

一 次の職員の数並びに分限に關すること。

(一) 知事の事務部局の職員中吏員を除く他の職員

(二) 議会の事務部局の職員

(三) 選挙管理委員会の事務部局の職員中書記を除く他の職員

昭和二十四年八月十八日

外 木 曜 日

本書ノサハ國定規格A5判

四 監査委員の事務部局の職員中書記を除く他の職員

田 教育委員会の事務部局の職員中吏員相当職員を除く他の職員

丙 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機關の事務部局の職員中吏員相当職員を除く他の職員

出 労働委員会の事務部局の職員中吏員を除く他の職員

四 公安委員会の事務部局の職員

二、職員の退職手当の支給に關すること。  
附 則  
この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

### ◇鳥取縣條例第五十三号

鳥取縣職員定数條例を次のように定める。

01070

昭和二十四年八月十八日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定数條例

第一條 この條例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関、労務委員会及び公安委員会の事務部に常時勤務する地方公務員（嘱託、雇員及び傭人を含み、副知事、出納長、副出納長及び教育長並びに二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く。）をいう。

第二條 職員の定数は左に掲げるとおりとする。

一	知事の事務部局の職員	吏員 一、二七七人 其他の職員 二、四〇〇人 計 三、六七七人
二	議会の事務部局の職員	書記長 一人 其他の職員 一六八人 計 一六九人
三	選挙管理委員会の事務部局の職員	書記 二人
四	監査委員の事務部局の職員	書記 四人 其他の職員 七三人 計 八一七人

五	教育委員会の事務部局の職員	吏員相当職員 七五人 其他の職員 一〇六人 計 一八一人
六	教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の事務部局の職員	吏員相当職員 七人 其他の職員 二八人 計 三五五人
七	労務委員会の事務部局の職員	事務局長 一人 其他の職員 七人 計 八人
八	公安委員会の事務部局の職員	吏員以外の職員 二人

第三條 前條第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ知事、議長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労務委員会又は公安委員会が定め、第六号に掲げる職員の定数の教育機関別の配分は、教育委員会が定める。

附則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

職員は、その数が昭和二十四年十月一日において第二條

01071

各号に掲げる定数をこえないように同年九月三十日までの間に逐次整理されるものとし、それまでの間は、その定数をこえる員数の職員は定数外とする。  
前項の規定による整理を実施する場合においては、任命権者は過員となつた職員を免職することができるものとする。

第二項の規定による整理により退職する職員に対して支給する退職手当については、政府職員の退職手当の例に準じて別に條例で定める。

副出納長 選挙管理委員会書記及び監査委員書記の定数條例（昭和二十二年鳥取縣條例第十六号）は廃止する。

鳥取縣條例第五十四号

副出納長定数條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

副出納長定数條例

第一條 地方自治法第六十八條第四項の規定による副

出納長の定数は、左の通りとする。

副出納長 一人

附則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取縣條例第五十五号

鳥取縣職員定数條例（昭和二十四年鳥取縣條例第五十三号）附則第二項の規定に基づき鳥取縣職員定数條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に関する條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定数條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に関する條例

第一條 鳥取縣職員定数條例（以下「定数條例」という）

附則第二項の規定による整理により退職する職員に対して支給する退職手当については、この條例の定めるところによる。

第二條 退職手当の額は、職員の退職当時における俸給月額額の三十分の一に相当する額(錢位未満の端数を生じたときは、その端数を一錢として計算する。)に、左の各号の定めるところによつて計算した日数を乗じて得た額とする。

一 第二号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間一年につき三十日の割合で計算した日数

二 恩給法(大正十二年法律第四十八号)又は鳥取縣吏員等恩給條例(大正十二年鳥取縣令第五十五号)の規定による恩給(公務のための傷い疾病に因る恩給及びこれと併給される恩給を除く。)の支給を現に受くべき者にあつては前号の規定による日数から恩給法上の公務員又は鳥取縣吏員等恩給條例上の縣吏員等としての実勤続在職年一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数

第三條 左の各号に掲げる者に対する前條の規定による退職手当の額が、その者の退職当時における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額額の合計額にそれぞれ当該

各号に掲げる月数を乗じて得た額に満たないときは、その額をもつてそれぞれその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 一、五月  
二 同 一年以上二年未満の者 二、五月  
三 同 二年以上三年未満の者 二、五月  
四 同 三年以上の者 三、月

第四條 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十條及び第二十一條の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に關する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定により増額して支給されるこれらの規定による給与に相当する給与を含む。以下同じ。)は、前二條の規定による退職手当に含まれるものとする。但し、前二條の規定による退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第五條 勤続期間六月以上で退職した者が、退職の日の

翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法(昭和二十三年法律第四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十分分に満たないときは、当該退職手当の外その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の條件に従い退職手当として支給する。

第六條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた在職期間(国(日本専売公社及日本国有鉄道を含む。以下同じ)又は他の都道府縣における引き続いた在職期間であつて本縣における在職期間に引き続いたものを含む。以下

下同じ。)による。

左の各号の一に該当するときは、その前後の在職期間は、前項の規定の適用については、引き続いた在職期間とみなす。

一 兵役に服するため退職した者又は待命若しくは休職となり服役中期間満了により退職した者が、除隊の日から九十日以内に再び職員となつたとき。

二 許可を受け外国政府又はこれに準すべきものにへい用されたため退職した者が、そのへい用を解かれた後引き続いて職員となつたとき。

三 許可を受け在外研究員又は外国留学生に採用されたため退職した者が、その研究又は留学を終えた後引き続いて職員となつたとき。

勤続期間のうち左の各号に掲げる期間があるときは、その期間を除算する。

一 恩給法の特例に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一條に規定する軍人軍属としての在職期間。

二 退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間。  
前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、勤続期間一年をこえる者については、一年未満の端数は切り捨てる。

第七條 退職手当の額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を一円として計算する。

第八條 退職した者が引き続き国又は他の都道府縣に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、国又は当該都道府縣の退職手当に関する規定によりその者の国又は当該都道府縣における勤続期間に通算されることに定められているときは、この條例による退職手当は支給しない。

第九條 退職手当の支給に関して必要な細則は、知事がこれを定める。

附則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

この條例は、定数條例の適用を受ける職員で定数條例附則第二項の規定による整理により退職する者に限つて適用されるものであつて左の各号の退職者については適用しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 懲戒又はこれに準すべき事由によつて退職を命ぜられた者

三 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)第二條の規定に該当し退職させられた者

この條例は、昭和二十四年九月三十日限り、効力を失う。但し、同日以前においても、各事務部局の職員の数が定数條例の規定による定数まで減少した後において退職する当該事務部局に属する職員については、適用することができなす。

鳥取縣條例第五十六号

鳥取縣職員退職手当支給條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例

第一章 總則

第一條 職員が退職又は死亡したときは、この條例の定めるところにより退職手当を退職者又はその遺族に支給する。

第二條 この條例で「職員」とは、知事、議事、議會、選挙管理委員会、監査委員、労務委員会、公安委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の事務部局に常時勤務する者並びに公立の学校の校長、教員及び事務職員をいう。

第二章 一般の退職手当

第三條 第四條に掲げる事由以外の事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に左の各号の定めるところによつて計算した日数を乗じて得た額とする。

一 第二号又は第三号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間に応じ左の区分によつて計算した日数

- イ 勤続期間十年以下の部分については 一年につき十六日
- ロ 同 十年をこえる部分については 同 二十日

二 恩給法(大正十二年法律第四十八号)又は鳥取縣吏員等恩給條例(大正十二年鳥取縣令第五十五号)の規定による恩給(公務のための傷い疾病に因る恩給及びこれと併給される恩給を除く。)の支給を現に受くべき者にあつては、前号の規定による日数から恩給法上の公務員又は鳥取縣吏員等恩給條例上の縣吏員等としての実勤続在職年一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数

三 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付の支給を現に受くべきものにあつては、第一号の規定による日数から退職

給付を受くべき組合員としての実勤続期間一年につき七日（実勤続期間十年をこえるものにあつては、その十年をこえる部分一年につき十日）の割合で計算した日数を控除した日数

第四條 左に掲げる事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に前條の規定により計算した日数に勤続期間一年につき九日（勤続期間十年をこえるものにあつては、その十年をこえる部分一年につき十日）の割合で計算した日数を加えた日数を乗じて得た額とする。

一 定数若しくは組織の改正又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

二 停年制による停年に達したため退職した場合

三 傷い疾病に因りその職に堪えず退職した場合

四 在職中に死亡した場合

第五條 前條に掲げる事由に因り退職した者の退職手当の額が、その者の退職又は死亡当時における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に満たないとき

は、その額をもつて退職手当の額とする。

第六條 第三條及び第四條の俸給日額は職員が退職又は死亡当時における俸給月額額の三十分の一に相当する額とする。但し、その額に錢位未滿の端数を生じたときは、その端数を一錢として計算する。

第七條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間（国（日本専売公社及び日本国有鉄道を含む以下同じ。）又は他の都道府縣における在職期間であつて職員としての在職期間に引き続いたものを含む以下同じ。）による。

左の各号の一に該当するときは、その前後の在職期間は、前項の規定の適用については、引き続いた在職期間とみなす。

一 兵役に服するため退職した者又は待命若しくは休職となり服役中期間満了により退職した者が、除隊の日から九十日以内に再び職員となつたとき

二 許可を受け外国政府又はこれに準すべきものへ

い用されたため退職した者が、そのへい用を解かれた後引き続き職員となつたとき

三 許可を受け在外研究員又は外国留学生に採用されたため退職した者が、その研究又は留学を終えた後引き続き職員となつたとき

前二項の規定により計算した勤続期間のうち左の各号に掲げる期間があるときは、その期間を除外する。

一 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一條に規定する軍人軍属としての在職期間

二 退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間

前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、一年未滿の端数は、切り捨てる。但し、その勤続期間六月以上一年未滿の者については、一年とする。

第八條 第三條から第五條までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 俸給の支給を受けない者

二 非常勤の者

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

五 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）第二條の規定に該当し退職させられた者

第四條及び第五條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 二月以内の期間を定めて職員となつた者（所定の期間をこえて引き続き在職するに至つた者を除く。）

二 試みの使用期間中の職員（十四日をこえて引き続き在職するに至つた者を除く。）

第三章 特別の退職手当

第九條 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十條及び第二十一條の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与（労働基準法等

の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定により増額して支給されるこれらの規定による給与に相當する給与を含む。以下同じ。)は、一般の退職手當に含まれるものとする。但し、一般の退職手當の額が、これらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手當の外、その差額に相當する金額を退職手當として支給する。

第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手當の額がその者につき失業保険法(昭和二十三年法律第四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十分分に相當する金額に満たないときは、當該退職手當の外、その差額に相當する金額を同法の規定による失業保険金の支給の條件に従い退職手當として支給する。

前項の規定による退職手當は、その者がすでに支給を

受けた退職手當の額を失業保険金の日額で除して得た数(一未滿の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に應じ支給する。

第一項の規定に該當する場合において、退職した者が退職手當の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十分分に相當する金額を退職手當として失業保険法の規定による失業保険金の條件に従い支給する。

第四章 雜則

第十一條 第一條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡當時事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子 父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外職員の死亡當時主としてその収入によつて生活を維持していた親族

四 子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該當しないもの前項に掲げる者の退職手當を受ける順位は、同項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

退職手當の支給を受けるべき同順位者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

第十二條 退職手當の額に円位未滿の端数を生じたときは、その端数を一円として計算する。

第十三條 退職した者が引き続き国又は他の都道府縣に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が国又は當該都道府縣の退職手當に関する規定によりその者の国又は當該都道府縣における勤続期間に通算されることに定められているときは、この條例による退職手當は支給しない。

第十四條 退職手當の支給に関して必要な細則は、知事がこれを定める。

附則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月十

一日から適用する。

鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手當に関する條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十五号)の適用を受ける者については、この條例にかかわらず、同條例の定めるところによる。

左の各号に該當する者に対する退職手當の額については、この條例の規定にかかわらず鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手當に関する條例の規定による。

一 昭和二十四年七月一日前において、昭和二十四年度予算実行上の要請により鳥取縣職員定數條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十三号)附則第二項の規定による整理と同様の趣旨に基く整理により退職した者

二 鳥取縣職員定數條例第三條の規定による定數をこえる職員であつて昭和二十四年九月三十日以前において、昭和二十四年度予算実行上の要請により退職する者

三 昭和二十四年九月三十日以前において、鳥取縣職員の停年に関する規程(昭和二十四年鳥取縣規則第三十

号)の規定により退職する者

◇鳥取縣條例第五十七号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

昭和二十四年七月改正附則第五項中地租及び家屋稅の納期の「八月二十日から同月三十一日限り」の下に「但し鳥取市及び米子市分十一月二十日から同月三十日限り」を加える。

附則

この條例は公布の日から施行する

規 則

◇鳥取縣規則第七十八号

鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して

支給する退職手当に關する條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十五号)の施行細則を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に關する條例の施行細則

第一章 一般の退職手当の支給手続

第一條 職員が、鳥取縣職員定數條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十三号)附則第二項の規定による整理により退職したときは、所属長は鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に關する條例(以下「條例」という。)第二條又は第三條の規定によつて計算した退職手当の計算書(別記第一号様式。以下「計算書」という。)(に左の書類を添えて職員に提出しなければならない。  
一 失業者の退職手当支給資格に關する調(別記第二号様式)

一 履歴書(職員の任免権が所属長の専決又は委任の事項となつている場合に限る。)

第二條 任命権者において計算書類を受付けたときは、これを審査し、計算書類に不備の点がないと認めたとときは、直ちに退職者に裁定通知書を交付すると共にその支拂を行わなければならない。

第二章 失業者の退職手当

第三條 條例第五條の規定による退職手当の支給は、この章に定めるところによる。

第四條 勤続六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合において、その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保險法の規定によつて計算した失業保險金の日額の百八十分分未満なるときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定により失業保險金の支給條件に従い退職手当(以下「失業者の退職手当」という。)(として支給する。

第五條 前條の失業保險金の日額は、別表の失業保險金

額表において、退職者の給与日額の属する等級に応じて定められている保險金日額とする。

前項の退職者の給与日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月)に支拂われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。

前項の給与の総額は、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当によつて計算する。

第六條 失業者の退職手当は、退職の日の翌日から起算して、その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保險金の日額で除して得た数(一に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)(に等しい失業の日数(以下「待期日数」という。)(を経過した後における失業の日数に応じて支給する。

前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保險法又はこの規則に定める支給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、その再び失職した日から

起算して待期日数の残日数を経過した後における失業の日数に依りて失業者の退職手当を支給する。

第七條 失業者の退職手当は、百八十日から前條の待期日数を控除した日数(以下「給付日数」という。)に對して支給する。

前項の給付日数の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則による受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、まだ失業者の退職手当の支給されていない給付残日数について失業者の退職手当を支給する。

第八條 失業者の退職手当の日額は、失業の日数一日につき失業保険金の日額に相当する金額とする。

第九條 失業者の退職手当は、毎月一日及び十六日に、それぞれの前日までの分を支給する。但し、最終の分については、支給期日にかゝらず支給することができる。

特別の事情に因り前項の支給期日に支給を受けることができなかった場合には、支給期日を繰り延べ

て支給することができる。

第十條 失業者の退職手当の受給資格者(以下「受給資格者」という。)は、退職の際所属の任命権者から失業者の退職手当受給資格者証(別記第三号様式。以下「受給資格者証」という。)の交付を受けなければならぬ。

任命権者は、前項の規定により受給資格者証を交付したときは、失業者の退職手当支給台帳(別記第四号様式。以下「支給台帳」という。)を作製し、これを保管しなければならぬ。

受給資格者は、退職後すみやかに、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をしなければならぬ。

受給資格者は、第六條の規定による待期日数の経過した後すみやかに、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をし、待期日数の間における失業の証明を受けなければならぬ。

受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、前條の支給期日毎に、もとの任命権者に、失業者の退職手当支給額(別記第五号様式。以下「支給額」という。)を提出しなければならない。

前項の支給額には、管轄公共職業安定所長による失業の証明を受けなければならない。この場合において、受給資格者は、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をするものとする。

管轄公共職業安定所長が受給資格者の申出によつて必要があると認めて他の公共職業安定所長に失業の証明を依頼したときは、その公共職業安定所長の証明をもつて前項の証明に代えることができる。

もとの任命権者は、支給額を受理した場合においては、支給台帳と照合の上その記載事項等に誤りがなさと認められたときは、直ちに、その支拂を行わなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一

日から適用する。

昭和二十四年八月二十日以前に退職した者は、第六條の規定による待期日数の計算については、退職の日の翌日から同年八月三十一日までの間に失業していたものとみなす。

前項の規定に該当する者の昭和二十四年八月三十一日以前における失業者の退職手当は、第十條第六項の規定にかゝらず、もとの任命権者の証明により支給することができる。



(別表)

等級	給与日額	保険金日額	失業保険金額	等級	給与日額	保険金日額	等級	給与日額	保険金日額
1	三〇円未満	一八円	一一八円以上	19	一一八円以上	二五円未満	37	二八三円以上	二九五円未満
2	三〇円以上三三円未満	一九	一一五円以上	20	一一五円以上	二五円未満	38	二九五円以上	三〇七円
3	三三円	二一	一一三円	21	一一三円	二五円未満	39	三〇七円	三一九円
4	三七円	二二	一一〇円	22	一一〇円	二五円未満	40	三一七円	三一九円
5	四一円	二三	一〇八円	23	一〇八円	二五円未満	41	三三〇円	三三九円
6	四五円	二六	一〇六円	24	一〇六円	二五円未満	42	三三九円	三三九円
7	五〇円	二九	一〇四円	25	一〇四円	二五円未満	43	三三九円	三三九円
8	五五円	三二	一〇二円	26	一〇二円	二五円未満	44	三三九円	三三九円
9	六〇円	三五	一〇〇円	27	一〇〇円	二五円未満	45	三三九円	三三九円
10	六五円	三八	九八円	28	九八円	二五円未満	46	三三九円	三三九円
11	七〇円	四一	九六円	29	九六円	二五円未満	47	三三九円	三三九円
12	七五円	四四	九四円	30	九四円	二五円未満	48	三三九円	三三九円
13	八〇円	四七	九二円	31	九二円	二五円未満	49	三三九円	三三九円
14	八六円	五〇	九〇円	32	九〇円	二五円未満	50	三三九円	三三九円
15	九二円	五三	八八円	33	八八円	二五円未満	51	三三九円	三三九円
16	九八円	五七	八六円	34	八六円	二五円未満	52	三三九円	三三九円
17	一〇四円	六一	八四円	35	八四円	二五円未満			
18	一一〇円	六五	八二円	36	八二円	二五円未満			

(別記) 第一号様式

退職手当金額計算書

元勤務箇所		勤続期間の内訳	
元職名		在職期間	勤続期間
氏名		自 始 年 月 日	至 終 年 月 日
生年月日		年 月 日	年 月 日
費目		年月数	
現住所		除算期間	
本籍地		自 始 年 月 日	至 終 年 月 日
退職年月日	昭和 年 月 日	事由	
退職の事由		年月数	
勤続期間	年	年月数	
恩給上の 退職当時の 俸給月額	級 号 俸 円	年月数	
第二條 の場合	俸給日額	円 銭	
	勤続期間による日数	日	
	恩給上の 退職当時の 俸給月額 による控除日数	日	
最低 保障額	金	円 銭	
	退職当時の給与月額	支給率	
	扶養手当 勤務地手当	円 月分	
退職手当	金	円	

第三号様式

		台帳番号	
失業者の退職手当受給資格者証			
昭和 年 月 日交付			
受給資格者	氏名	性別	年齢
	現住所		
	本籍地		
退職年月日		昭和 年 月 日	
退職時支給された退職手当		円 (A)	
失業者の退職手当の額 (E)	(計算の根拠)	1 俸 給	円 銭
		2 扶養 手当	円 銭
		3 勤務地 手当	円 銭
		4 特殊勤務手当	円 銭
		5 超過勤務手当	円 銭
		6 休日 給	円 銭
		7 夜勤 手当	円 銭
合計		円 銭 (B)	
		$\frac{B}{180}$	円 銭 (C)
		失業保険金の日額	円 (D)
		$(D \times 180) - A$	円 (E)
待命日数	日	(計算の根拠) $\frac{A}{D}$	日 (F)
給付日数	日	(計算の根拠) 180 - F	日
失業者の退職手当日額		円 (D)	
昭和 年 月 日			
任命権者職氏名			

備考 裏面に「注意事項」として規則第二章全文を記載すること。

第二号様式

失業者の退職手当受給資格に関する調							
元職名				氏名			
元勤務箇所				生年月日			
現住所							
本籍地							
退職年月日				費目			
給与支給実績							
給与別	月別	月	月	月	月	月	計
	俸給	円	円	円	円	円	円
扶養手当							
勤務地手当							
特殊勤務手当							
超過勤務手当							
休日給							
夜勤手当							
計							(B)
失業者の退職手当受給資格							
退職時支給した退職手当金額				円 (A)			
給与日額				$\frac{B}{180}$ 円 銭 (C)			
失業保険金の日額				円 (D)			
失業者の退職手当金額				$(D \times 180) - A$ 円 (E)			
受給資格の有無				有 無			
待期日数				$\frac{A}{D}$ 日 (F)			
給付日数				180 - F 日			

備考 1、給与支給実績欄には、退職者の退職した月前における最後の六月（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月）に支拂つた給与の額を月別に記載すること。

2、所属長は、失業者の退職手当受給資格欄に記入しないこと。

(裏面)

支給回数	受年月日	付年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付残日数	給付残額
7			自至		円			円
8			自至					
9			自至					
10			自至					
11			自至					
12			自至					
13			自至					
14			自至					
15			自至					
16			自至					
17			自至					
18			自至					

待期日数の期 間内に打ち りとなつた場合	打ちりとなつた 年月日	昭和	年	月	日
	その理由				

給付残日数が ありうちに打 切つた場合	打ちりとなつた 年月日	昭和	年	月	日
	その理由				
	給付残日数	日	給付残額	円	

備	失業の証明を行 公共職業安定所	所在地 名称
考		

第四号様式(表面)

台帳番号	昭和 年 月 日交付							
受給資格者	氏名	元勤務所	性別 年齢					
	現住所							
	本籍地							
退職年月日		昭和 年 月 日						
退職時支給した退職手当金額		円 (A)						
失業者の退職 手当の金額	円 (E)	(計算の根拠) 1 俸給手当 2 養老金 3 勤務地手当 4 特殊勤務手当 5 超過勤務手当 6 休日手当 7 夜勤手当 合計	円 (B)					
失業者の退職 手当の日額	円 (D)		円 (C)					
待命日数	A D 日 (F)		B 180 円 銭 (C)					
給付日数	180日 - F日 日		失業保険金の日額 円 (D)					
			(D × 180) - A 円 (E)					
失業者の退職手当の支給がで きる年月日			昭和 年 月 日					
失業者の退職手当の支給がで きなくなる年月日			昭和 年 月 日					
支 給 経 過								
支給回数	交年月日	付年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付残日数	給付残額
1			自至		円			円
2			自至					
3			自至					
4			自至					
5			自至					
6			自至					

(失業者の退職手当支給台帳)

第五号様式

失業者の退職手当支給願

一 現住所 氏名

二 退職年月日 昭和 年 月 日

三 待期日數 日

四 給付日數 日

五 前回までの受給日數

(第一回)	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	日間	日分
(第二回)	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	日間	日分
.....	.....	.....	.....	.....
(第 回)	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	日間	日分
計			日間	日分

六 今回の請求日數 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分

右の通り失業者の退職手当の支給を請求します。

元勤務箇所 氏 (満歳) 任命権者宛

現住所 氏名 右の者が左記の期間失業していたことを証明する。

何某公共職業安定所長 記

一 退職の翌日から 日間(待期日數)

二 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間(請求日數)

備考 1、請求の都度新しい支給願を提出すること。 2、第二回以後の支給願には待期日數の間の失業の証明は不要であること。

01091

◇鳥取縣規則第七十九号

鳥取縣職員退職手当支給條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十六号)の施行細則を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則

第一章 一般の退職手当の支給手続

第一條 職員が、退職又は死亡したときは、所属長は鳥取縣職員退職手当支給條例(以下「條例」という。)

第三條 第四條又は第五條の規定によつて計算した退職手当の計算書(別記第一号様式。以下「計算書」という。)

一 失業者の退職手当受給資格に関する調(別記第二号様式。在職中死亡の場合は、要しない。)

二 履歴書(職員の任命権が所属長の専決又は委任の事項となつてゐる場合に限る。)

三 症状の経過を記載した書類(傷い疾病に因りその

職に堪えず退職した場合に限る。)

四 退職當時における診断書(傷い疾病に因りそのに堪えず退職した場合に限る。)

五 戸籍謄本(職員死亡當時の遺族との身分關係を明瞭にし得るもの。在職中死亡の場合に限る。)

第二條 任命権者において計算書類を受理したときは、これを審査し、計算書類に不備の点がないと認めるときは、直ちに、退職者に裁定通知書を交付すると共にその支拂を行わなければならない。

第二章 失業者の退職手当

第三條 條例第十條の規定による失業者の退職手当の支給は、この章に定めるところによる。

第四條 勤続六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年内に失業している場合においては、左の各号に掲げる金額を、失業者の退職手当として、その失業の日數に応じて支給する。

一 退職に際し、退職手当の支給を受けない者にあつては、その者につき計算した失業保険金の日額の百

01090

八十日分に相當する金額

二 退職に際し退職手當の支給を受けた者については、その退職手當の額が前号の規定による金額に満たないときに限り、その差額に相當する金額

第五條 前條の失業保険金の日額は、別表の失業保険金額表（その一）において、退職者の給与日額に属する等級に應じて定められている保険金日額とする。

前項の退職者の給与日額は、退職者の退職した月前における最後の六月（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月）に支拂われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。

前項の給与の総額は、俸給、扶養手當、勤務地手當、特殊勤務手當、超過勤務手當、休日給及び夜動手當によつて計算する。

第六條 第四條第二号の規定による失業者の退職手當は、退職の日の翌日から起算して、その者が退職に際し支給を受けた退職手當の額を失業保険金の日額で除して得た數（一に満たない端數を生じたときは、その端數

は切り捨てる。）に等しい失業の日數（以下「待期日數」という。）を経過した後において支給する。

前項の待期日數の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則に定める受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、その再び失職した日から起算して待期日數の残日數を経過した後において前項の失業者の退職手當を支給する。

第七條 失業者の退職手當は、左の各号に掲げる失業の日數（以下「給付日數」という。）に対して支給する。

- 一 第四條第一号の規定による退職手當は、百八十日
- 二 第四條第二号の規定による退職手當は、前号の日數から待期日數を控除した日數

前項の給付日數の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則による受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、まだ失業者の退職手當の支給されていない給付日數について失業者の退職手當を支給する。

第八條 失業者の退職手當の日額は、失業の日數一日に

つき失業保険金の日額に相當する金額とする。

第九條 失業者の退職手當は、毎月一日及び十六日に、それぞれの前日までの分を支給する。但し、最終の分については、支給期日にかゝらず支給することができる。

特別の事由に因り前項の支給期日に支給を受けることができなかつた場合においては、支給期日を繰り延べて支給することができる。

第十條 失業者の退職手當の受給資格者（以下「受給資格者」という。）は、退職の際所屬の任命権者から失業者の退職手當受給資格者証（別記第三号様式。以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならない。

任命権者は、前項の規定により受給資格者証を交付したときは、失業者の退職手當支給台帳（別記第四号様式。以下「支給台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

受給資格者は、退職後すみやかに、その住所又は居所

を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をしなければならない。

第四條第二号の規定による失業者の退職手當の受給資格者は、第六條の規定による待期日數の経過した後すみやかに、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をなし、待期日數の間における失業の証明を受けなければならない。

受給資格者が失業者の退職手當の支給を受けようとするときは、前條の支給期日毎に、もとの任命権者（その者の退職後もその任命権者が無くなつたときは、その事務を引継いだ任命権者。以下同じ。）に、失業者の退職手當支給願（別記第五号様式。以下「支給願」という。）を提出しなければならない。

前項の支給願には、管轄公共職業安定所長による失業の証明を受けなければならない。この場合において、受給資格者は、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をするものとする。

管轄公共職業安定所長が受給資格者の申出によつて必要があるとして認めて他の公共職業安定所長に失業の証明を依頼したときは、その公共職業安定所長の証明をもつて前項の証明に代えることができる。

もとの任命権者は、支給願を受理した場合においては、支給台帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認められたときは、直ちに、その支拂を行わなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月十一日から適用する。

昭和二十四年八月二十日以前に退職した者は、第六條の規定による待期日数の計算については、退職の日の翌日から同年八月三十一日までの間に失業していたものとみなす。

前項の規定に該当する者の昭和二十四年八月三十一日以前における失業者の退職手當は、第十條第六項の規定にかゝらず、もとの任命権者の証明により支給すること

ができる。

昭和二十四年五月三十一日までは、失業者の退職手當の計算の基礎となる失業保険金の日額は、第五條第一項の規定にかゝらず、別表の失業保険金額表(その二)に掲げるものによる。

(別表)

失業保険金額表 (其の一)

等級	給与日額	保険金日額	等級	給与日額	保険金日額	等級	給与日額	保険金日額
1	三〇円未満	一八円	19	一八円以上 二二五円未満	七三円	37	二八三円以上 二九五円未満	一七四円
2	三〇円以上三三円未満	一九	20	二二五円	七七	38	二九五円	一八一
3	三三円	二一	21	一三二円	八一	39	三〇七円	一八八
4	三七円	二二	22	一四〇円	八六	40	三一七円	一九五
5	四一円	二六	23	一四八円	九一	41	三二七円	二〇二
6	四五円	二九	24	一五六円	九六	42	三四四円	二一〇
7	五〇円	三二	25	一六四円	一〇一	43	三五七円	二一八
8	五五円	三五	26	一七三円	一〇六	44	三七七円	二二七
9	六〇円	三八	27	一八二円	一一一	45	三八五円	二三六
10	六五円	四一	28	一九一円	一一七	46	四〇〇円	二四五
11	七〇円	四四	29	二〇〇円	一二三	47	四一五円	二五四
12	七五円	四七	30	二〇〇円	一二九	48	四三〇円	二六三
13	八〇円	五〇	31	二二〇円	一三五	49	四四六円	二七二
14	八六円	五三	32	二三〇円	一四一	50	四六三円	二八三
15	九二円	五七	33	二四〇円	一四七	51	四八一円	二九四
16	九八円	六一	34	二五〇円	一五三	52	五〇〇円以上	三〇〇
17	一〇四円	六五	35	二六一円	一六〇			
18	一一一円	六九	36	二七二円	一六七			

失業保険金額表(その二)

等級	給與日額	保険金額	等級	給與日額	保険金額
1	二〇円未満	一六円	18	一二〇円以上一二七円未満	七六円
2	二〇円以上 二二円未満	一六	19	一二七円	八〇
3	二二円	一八	20	一三四円	八四
4	二四円	二〇	21	一四一同	八八
5	二九円	二四	22	一四九円	九二
6	三四円	二八	23	一五七円	九六
7	四二円	三二	24	一六五円	一〇〇
8	五〇円	三六	25	一八一円	一〇四
9	五八円	四〇	26	一九七円	一〇八
10	六六円	四四	27	二二三円	一一二
11	七三円	四八	28	二二九円	一一六
12	八〇円	五二	29	二四五円	一二〇
13	八七円	五六	30	二六五円	一二四
14	九四円	六〇	31	二八五円	一二八
15	一〇一同	六四	32	三〇五円	一三二
16	一〇六円	六八	33	三二五円	一三六
17	一一三円	七二	34	三四〇以上	一三六

(別表) 第一号様式

退職手当金額計算書

元勤務箇所 元職名		勤続期間の内訳	
氏名		在職期間	勤続期間
生年月日		始 自 至	自 至
費目		終 年 年	年 年
現住所		期 月 月	期 月 月
本籍地		日 日	日 日
退職(死亡)年月日	昭和 年 月 日	除算期間	事由
退職の事由又は死因		始 自 至	年月数
勤続期間	年	終 年 年	年月数
恩給等	年	期 日 日	年月数
の實在職年		事由	年月数
退職(死亡)当	級 号俸 円	恩給等の	の内訳
時の俸給月額		實在職年	の
第三條又は	俸給日額 円 銭	始 自 至	年 年
第四條	日 勤続期間に 16× 日 20× 日	終 年 年	年 年
の場合	数 恩給等の實在職年 日 による控除日数 日 加算日数 日 差引日数 日	期 日 日	期 日 日
第四條の場合における	金 円 銭	事由	年月数
最低保障額	退職(死亡)當時の給與月額 円	恩給等の	の内訳
	俸給 円	實在職年	の
	扶養手当 甲 人 乙 人 円	始 自 至	年 年
	勤務地手当 円	終 年 年	年 年
	計 円	期 日 日	期 日 日
退職手当	金 円	年月数	
退職手当受給遺族の氏名	職員との続柄		
	退職手当の支給額		
	円		
	円		
	円		

台帳番号

失業者の退職手当受給資格者証

昭和 年 月 日交付

受給資格者	氏名	性別	年齢
	現住所		
	本籍地		
	退職年月日	昭和	年 月 日

退職時支給された退職手当 円 (A)

失業者の退職手当の額 (E)	(計算の根拠)	1 俸給	円	銭
		2 扶養手当	円	銭
		3 勤務地手当	円	銭
		4 特殊勤務手当	円	銭
		5 超過勤務手当	円	銭
		6 休日給	円	銭
		7 夜勤手当	円	銭
	合計	円	銭 (B)	

$\frac{B}{180}$  円 銭 (C)

失業保険金の日額 円 (D)

$(D \times 180) - A$  円 (E)

待命日数 日 (計算の根拠)  $\frac{A}{D}$  日 (F)

給付日数 日 (計算の根拠) 180 - F日

失業者の退職手当日額 円 (D)

昭和 年 月 日

任命権者職氏名

備考 裏面に「注意事項」として規則第二章全文を記載すること。

失業者の退職手当受給資格に関する調

元職名	氏名
元勤務箇所	生年月日
現住所	
本籍地	
退職年月日	費目

給与支給実績

給与別	月別						計
	月	月	月	月	月	月	
俸給	円	円	円	円	円	円	円
扶養手当							
勤務地手当							
特殊勤務手当							
超過勤務手当							
休日給							
夜勤手当							
計							(B)

失業者の退職手当受給資格

退職時支給した退職手当金額	円 (A)
給与日額 $\frac{B}{180}$	円 銭 (C)
失業保険金の日額	円 (D)
失業者の退職手当金額 $(D \times 180) - A$	円 (E)
受給資格の有無	有 無
待期日数 $\frac{A}{D}$	日 (F)
給付日数 180日 - F日	日

備考 1、給与支給実績欄には、退職者の退職した月前における最後の六月（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月）に支拂つた給与の額を月別に記載すること。

2、所属長は、失業者の退職手当受給資格欄に記入しないこと。



00001

01100

鳥取縣公報

号

外

昭和二十四年八月十八日

(第三種郵便物認可)

三三

支給回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付残日数	給付残額
7			自至		円			円
8			自至					
9			自至					
10			自至					
11			自至					
12			自至					
13			自至					
14			自至					
15			自至					
16			自至					
17			自至					
18			自至					

(裏面)

待期日数の期間内に打切りとなつた場合	打切りとなつた年月日	昭和 年 月 日
	その理由	
給付残日数があつたうち打切りとなつた場合	打切りとなつた年月日	昭和 年 月 日
	その理由	
	給付残日数	日
	給付残額	円
備	失業の証明を行う公共職業安定所 所在地 名称	
考		

第四号様式(表面)

鳥取縣公報

号

外

昭和二十四年八月十八日

(第三種郵便物認可)

三三

台帳番号	昭和 年 月 日交付		
受給資格者	氏名	元勤務所 性別 年齢	
	現住所		
	本籍地		
退職年月日		昭和 年 月 日	
退職時支給した退職手当金額		円 (A)	
失業者の退職手当の金額	円 (E)	1 俸 給 円 銭 2 扶 養 手 当 円 銭 3 勤 務 地 手 当 円 銭 4 特 殊 勤 務 手 当 円 銭 5 超 過 勤 務 手 当 円 銭 6 休 日 手 給 円 銭 7 夜 勤 手 計 円 銭 (計算の根拠)	
失業者の退職手当の日額	円 (D)		
待命日数	日 (F)		
A / D			円 銭 (B)
B / 180			円 銭 (C)
180日 - F日			失業保険金の日額 円 (D)
給付日数 日			(D × 180) - A 円 (E)
失業者の退職手当の支給がで きる年月日		昭和 年 月 日	
失業者の退職手当の支給がで きなくなる年月日		昭和 年 月 日	
支 給 経 過			
支給回数	受付年月日	支給年月日	
1		自至	
2		自至	
3		自至	
4		自至	
5		自至	
6		自至	

(失業者の退職手当支給台帳)

失業者の退職手当支給願

- 一 現住所
- 二 退職年月日 昭和 年 月 日
- 三 待期日數 日
- 四 給付日數 日
- 五 前回までの支給日數
  - (第一回) 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分
  - (第二回) 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分
  - (第...回) 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分
  - (第...回) 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分
- 計 日 分
- 六 今回の請求日數 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間 日分

右の通り失業者の退職手当の支給を請求します。

年 月 日

元勤務箇所

氏

(満名) 歳

任命権者宛

現住所

氏

名

右の者が左記の期間失業していたことを証明する。

年 月 日

何某公共職業安定所長 印

- 一 退職の翌日から 日間(待期日數)
- 二 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間(請求日數)

備考

- 1、請求の都度新しい支給願を提出すること。
- 2、第二回以後の支給願には待期日數の間の失業の証明は不要であること。

昭和二十四年八月十八日印刷  
昭和二十四年八月十八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十日  
第三種郵便物認可)  
日

印發

行

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市